

豊橋市動物愛護センター（仮称）猫モデルルーム
ネーミングライツパートナー募集要項

1. 募集目的

本市では、公共施設を有効に活用し、新たな財源の確保と施設の魅力向上や地域活性化に役立てることを目的として、豊橋市動物愛護センター（仮称）猫モデルルームに愛称を付けるネーミングライツパートナーを募集します。

2. 対象施設

「豊橋市動物愛護センター（仮称）」

所在地：豊橋市中野町字中原地内（豊橋市保健所・保健センター隣接地）

No.	諸室名	面積（㎡）	概要及び設置目的
1	猫モデルルーム	22.50	猫の習性に配慮した家庭の部屋を再現し、猫の行動を観察しながら室内飼いなど適正飼養について啓発する部屋です。

3. 募集概要

（1）愛称の範囲

- ・豊橋市動物愛護センター（仮称） 猫モデルルーム

（2）希望金額（最低制限価格）

- ・年額 30 万円以上（消費税及び地方消費税を含む）

※なお、施設の魅力向上提案のうち金額換算できるもの（製品等の提供）についてもネーミングライツ料とみなします。ただし、製品等の提供をネーミングライツ料とする場合には、その製品等の内容について事前に市と協議する必要があることに加え、設置費用が発生する場合は、設置費用も負担いただく提案であることを条件とします。

（3）契約期間

- ・5 年以上 10 年以内

（4）愛称に係る条件

- ・諸室の概要及び設置目的に沿った愛称とします。
- ・対象施設の愛称を募集するものであり、正式な諸室名称を変更するものではありません。
- ・豊橋市広告掲載要綱及び豊橋市広告掲載基準を順守するものとします。
- ・愛称には、都道府県及び本市以外の市町村名を使用できません。
- ・契約締結後の愛称変更は、原則できません。

(5) 標示に係る条件

- ・愛称標示は、企業名、商品名等を含む日本語及び英語アルファベットなど、市民や施設利用者にとって、親しみやすさや呼びやすさなど、理解が得られるものに限ります。
- ・愛称標示は、(6)の標示可能場所の形状や状況等を踏まえて協議により決定します。
- ・企業ロゴやマークについては、ネーミングライツパートナーが権利を有する登録商標であることが前提となります。
- ・契約締結後の愛称変更は原則できませんが、愛称変更の必要性について特段の理由がある旨を説明し、本市の同意を得た場合は、この限りではありません。
- ・当該対象施設の管理に支障をきたさない愛称とします。なお、業務上やむを得ない事由が生じた場合、対象施設に標示している愛称の一時撤去等を行う場合があります。
- ・対象施設の形状や状況等により、標示可能な位置が限られる場合があります。
- ・提案いただいた愛称標示のデザインの詳細については、「6. 審査方法・審査基準」に定める審査委員会において決定します。また、必要に応じて、デザインの再提案を求める場合がありますが、提案金額の変更は行いません。

(6) 愛称標示可能場所

- ・猫モデルルーム正面ガラス面、敷地内の施設案内図
- ※その他の標示等については、契約締結時に本市との協議のうえ決定します。

(7) 愛称標示に係る費用負担

○ネーミングライツパートナーの負担

- ・ネーミングライツ事業に伴う対象施設に冠した看板等の新設・変更に伴う費用及び契約期間終了又は契約解除に伴う原状回復費用については、ネーミングライツパートナーの負担とします。

○市の負担

- ・ネーミングライツパートナーとの契約締結後又は契約期間終了後に市が作成する印刷物や市ホームページ等における対象施設の標示の変更については、市の負担とします。

(8) 愛称使用開始時期

- ・豊橋市動物愛護センター（仮称）の開所日（令和7年10月上旬頃）
- ※契約締結・公表後、事前周知期間として愛称を使用することも可能です。

【使用例】

- ・パンフレット等への印刷
- ・ホームページへの掲載

（９）愛称の普及周知

- ・市は、広報紙や市ホームページ、施設パンフレット等にて愛称の市民周知に努めます。

４．応募資格

- ・応募資格を有する者は、法人格を有する団体または応募資格を満たす団体を代表とする「共同体」とします。ただし、次の事項に該当する場合は、応募することはできません。

- ①公序良俗に反する事業を行う団体
- ②政治性又は宗教性のある事業を行う団体
- ③地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札の参加を制限されている団体
- ④豊橋市広告掲載基準第 2 条に規定する業種又は事業者
- ⑤その他、本市のネーミングライツパートナーとして不適当と認められる団体

５．応募手続き

（１）応募受付期間

- ・令和 7 年 4 月 14 日（月）から令和 7 年 5 月 30 日（金）まで
※郵送の場合は期限内必着、持参の場合は上記期間内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間に下記 9 の申込先まで

（２）応募方法

- ・以下の必要書類について、それぞれ正本 1 部及び副本 1 部（正本は原本、副本は複写可）を書面で提出してください。

【必要書類】

- ・豊橋市ネーミングライツ応募申請書
（ネーミングライツ導入に関するガイドライン【別紙 2】）
- ・地域活動、社会貢献等に関する取組提案書（様式 1）
- ・誓約書（様式 2）
- ・役員等名簿（様式 3）
- ・登記事項証明書（商業登記簿謄本など）
- ・団体の概要のわかるもの及び直近 3 か年の決算報告（任意様式）
- ・直近の国税、都道府県税及び市町村税の未納がないことの証明書
- ・愛称標示のデザイン（任意様式）

【留意事項】

- ・市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。
また、この検討の目的の範囲内であっても、市の下承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示したりすることを禁じます。
- ・応募受付期間を過ぎた提出、提出期限後の書類の差し替え、再提出は認めません。
- ・提出書類に虚偽の内容が記載されていることが発覚した場合、その申請は無効とします。
- ・本市が必要と認める場合、追加の書類提出を求める場合があります。
- ・申請に関する費用は、すべて提出者の負担とします。
- ・提出された書類は返却しません。
- ・提出書類については、市は優先交渉権者の選定についてのみ使用することとしますが、選定後に申請結果の公表のため必要となる場合は内容を公表します。
また、豊橋市情報公開条例（平成8年条例第2号）に基づき、開示することがあります。
※なお、本件における優先交渉権者選定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については、決定後の公開とします。
- ・申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

（３）質問及び回答

①質問の資格者

- ・本募集要項中の「４．応募資格」に規定する資格を満たす者とします。

②質問の方法

- ・「質問票」（様式４）により質問の要旨を簡潔にまとめ、持参するかメールにて下記９の問い合わせ先に送付してください。

③受付期間

- ・令和7年4月14日（月）から令和7年5月23日（金）まで
※持参の場合は上記期間内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前8時30分から午後5時までの間に下記９の問い合わせ先まで

④回答

- ・公平を期するため、原則として質問に対する回答は、市ホームページへ順次掲載します。
また、回答書は、本募集要項と同等の効力を有するものとします。

6. 審査方法・審査基準

豊橋市ネーミングライツ審査委員会において、対象施設ごとに金額、愛称案、地域貢献、経営状況、契約期間などを総合的に判断して優先交渉権者を決定します。その後、契約の詳細について交渉を行い、契約内容が合意に至り次第、最終的に契約を交わします。

優先交渉権者との間で契約合意の可能性がないと市が判断した場合は、交渉を打ち切り、次点候補者との契約交渉を行うものとします。

なお、応募が1者であっても、審査委員会において市のネーミングライツパートナーとしてふさわしいかどうか審査し、優先交渉権者とするか決定します。

※審査基準の詳細については、別添「豊橋市動物愛護センター（仮称）猫モデルルームネーミングライツパートナー審査基準」参照

7. 選定結果の通知及び公表

選定結果は、応募者に文書で通知します。また、決定されたネーミングライツパートナーについては豊橋市のホームページ等を通じて公表します。

8. その他

- ・市民や施設利用者の混乱を避けるため、愛称が定着する当分の間、諸室名称を併記するなどの措置を講ずる場合があります。
- ・ネーミングライツ料の納入時期等、契約の詳細については、協議の上、決定します。
- ・ネーミングライツパートナー決定後に、ネーミングライツパートナーが「応募資格」に掲げる要件を欠くこととなった場合、または社会的信用を著しく損なうなどネーミングライツパートナーとしてふさわしくないと認められるときは、市はネーミングライツパートナーの取消しまたは契約の解除をすることができるものとします。
- ・契約更新に際しては、優先交渉権（契約期間満了後、ネーミングライツパートナーが継続して契約する意向がある場合、他者に優先して市と交渉できる権利）があります。

9. 問い合わせ先

担当：豊橋市 保健所 生活衛生課 動物愛護センターネーミングライツパートナー受付係
（担当：鈴木・富安・下司）

住所：〒441-8539 豊橋市中野町字中原 100 番地

電話：0532-39-9127（直通）

E-mail：seikatsueisei@city.toyohashi.lg.jp